

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十五号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同項第三号中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附則第三条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第三項の表障害厚生年金等の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

別表中

六、〇〇三元	七、七七五円	九、四五〇円	一〇、七〇三元
五、〇六八円	六、〇五〇円	六、七八三元	七、九五〇円

一一、五七三元	一二、三一八円	六、〇八三元	七、八四五円
八、八五〇円	九、三一三円	五、一三三円	六、一一〇円

九、四九〇円	一〇、七四三円	一一、六〇八円	一二、三五〇円
六、八一五円	七、九八〇円	八、八七八円	九、三四〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第三条第一項の表及び同条第三項の表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に

支給すべき事由が生じた傷病補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で同日前の期間について支給すべきもの及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。